

# 第1 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

## 2. 選定した特定の事件（テーマ）

### （1）監査テーマ

ファシリティマネジメントの実施状況について

### （2）監査の対象期間

原則として平成30年度（必要に応じて過年度を含む。）

## 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県では、昭和40年代から50年代にかけて大量に整備された公共施設等の老朽化が進んでおり、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生することが見込まれている。

その一方で、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化を背景に、県の財政状況は今後とも厳しさを増すことが推測され、公共施設等の維持管理・更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、国民の安全・安心を確保し、公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成25年1月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新を推進することとした。更に、平成26年4月には、国から地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請した。

こうした状況を踏まえ、県においては、群馬県県有財産活用基本方針（平成25年3月策定）や群馬県公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）等に基づき、施設総量の適正化、計画的な保全による長寿命化の推進、効率的な管理運営と資産活用の推進に取り組んでいるところである。

以上のような状況から、自治体におけるファシリティマネジメント施策は重要性を増しており、各計画等に基づくこれまでの県の取組を検証し、県の所有する公共施設等が適切に管理され、経済的かつ効率的に活用されているか、必要な情報が適時に収集・共有され、適切に意思決定が行われる全庁的な推進体制となっているかなど、総合的に検討することは有意義であると判断した。

特に公共建築物については、全庁的な共通認識のもとで利用調整を行い、施設の保有総量の縮小、施設の共同利用等による集約化を進めることが重要であると考えられるが、うち「庁舎等」については、事務庁舎をはじめとして、研究検査施設、文化・集客施設、運動・野外活動施設、教育・支援施設など、様々な部局の様々な事業に関する施設が存在していることから、その調整は複雑であることが窺える。そこで、本監査においては、公共建築物のうち「庁舎等」を監査対象として選定した。

#### 4. 主な監査手続

- (1) ファシリティマネジメント所管所属からの概況聴取
- (2) 関係部署から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

#### 5. 監査の実施期間

令和元年8月5日から令和2年3月16日まで

#### 6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 信二

- (2) 補助者

公認会計士 岡林 恒文

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 兒島 宏和

公認会計士 中村 健一

公認会計士 南雲 拓也

弁護士 村越 芳美

#### 7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

#### 8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求め

る事項とする。

- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。
- (5) 個別施設ごとに記載した職員等人数のうち、正規職員には再任用職員及び交流受入れ職員を含む。